

個⑥106 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）【表面】

【平成 年分】 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 (確定申告書付表)	譲渡者	住所	氏名	電話番号
	関与者	住所	氏名	電話番号
保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額 円	④のうち既に支払を受けた金額 円
保証債務を履行するための譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先住所又は所在地			
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日
	譲渡価額の総額	円	円	円
	譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	円	円
総所得金額 (申告書B第一表の⑩に相当する金額)(注1)		円	円	円
山林所得金額 (申告書第三表の⑩に相当する金額)		円	円	円
退職所得金額 (申告書第三表の⑪に相当する金額)		円	円	円
小計 (⑩+⑪+⑫、赤字のときは0)		円	円	円
分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額、赤字のときは0)		円	円	円
分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑭に相当する金額、赤字のときは0)		円	円	円
分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑮に相当する金額)		円	円	円
分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑯に相当する金額、赤字のときは0)		円	円	円
合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		円	円	円

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑩+(⑫+⑬)×キ」の金額となります。
 2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑮」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑮×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。
 (資6-12-A4統一) (平成23年分以降用) R2.11

個⑥106 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）【表面】

【平成 年分】 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 (確定申告書付表)	譲渡者	住所	氏名	電話番号
	関与者	住所	氏名	電話番号
保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額 円	④のうち既に支払を受けた金額 円
保証債務を履行するための譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先住所又は所在地			
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日
	譲渡価額の総額	円	円	円
	譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	円	円
総所得金額 (申告書B第一表の⑩に相当する金額)(注1)		円	円	円
山林所得金額 (申告書第三表の⑩に相当する金額)		円	円	円
退職所得金額 (申告書第三表の⑪に相当する金額)		円	円	円
小計 (⑩+⑪+⑫、赤字のときは0)		円	円	円
分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額、赤字のときは0)		円	円	円
分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑭に相当する金額、赤字のときは0)		円	円	円
分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑮に相当する金額)		円	円	円
分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑯に相当する金額、赤字のときは0)		円	円	円
合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		円	円	円

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑩+(⑫+⑬)×キ」の金額となります。
 2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑮」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑮×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。
 (資6-12-A4統一) (平成21年分以降用) R2.11